

旭川医科大学教授選考細則に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和4年10月12日教育研究評議会申合せ)

旭川医科大学教授選考細則に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学教授選考細則に関する申合せ（平成16年4月14日教育研究評議会申合せ）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>6 第7条第1項第2号及び第3号の委員は、学長が大学運営会議等に諮り原案を作成し、評議会の議を経て決定する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 記</u> <u>この申合せは、令和4年10月12日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】 委員会の組織変更のため、所要の改正を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>6 第7条第1項第3号の委員は、学長が大学運営会議等に諮り原案を作成し、評議会の議を経て決定する。</p> <p>(略)</p>